



ご案内  
INFORMATION

～暮らしの足を応援したい～

# まちの移動ケアサービス

鍋島センター

(道路運送法福祉輸送事業限定許可)

通院・外出介助

身体介護 ・ 生活援助

認定NPO法人  
市民生活支援センターふくしの家



住み慣れた「まち」「家」で暮らしていく 行きたいところに出かける  
病気になるっても 障がいをもっても いつまでも「あなたらしく」。  
ふくしの家では 生活には欠かせない「移動」を「安心と安全」を  
モットーにご提供したいと考えています。お気軽にご相談ください。

## ご利用方法

- 担当のケアマネージャーが事業所へご相談下さい。
- 要介護1～5の方がご利用できます。
- 要支援1.2の方は下記とは別料金になります。
- 月曜日～金曜日
- 午前8時30分～午後5時30分
- ご予約は時間内をお願いします。

## 営業日・時間

## 基本利用料

要介護	内 容	時 間	料 金
要介護 1～5	通院等乗降介助	30分未満片道	550円
	身体介護中心型としての通院・外出介助	20分未満	165円
		20分以上30分未満 30分以上1時間未満	245円 388円
	身体介護 食事・入浴・トイレ・移動介助など	20分以上45分未満	183円
生活援助 掃除・洗濯・調理・買物代行など		45分以上	225円

## 「通院等」及び「身体介護中心型の通院・外出介助」算定について



- 対象になる利用目的・・・①通院(入退院除く)②日常生活上必要な買い物  
③介護保険施設等の見学⑤預貯金のひき出し④公共施設における申請・届出  
⑤選挙権の行使
- 対象でない利用目的・・・①入退院・転院・介護保険施設利用目的の送迎  
②日用品以外の買い物③仕事④趣味や嗜好のための利用(習い事・ドライブ・観光・旅行等)⑤理美容⑤親戚や友人宅への訪問、お見舞い⑥冠婚葬祭の参列・お墓参り

■ 院内介助の取り扱い・・・①適切なケアマネジメントを行った上で、②院内スタッフ等による対応が難しく、

③利用者が介助を必要とする心身の状態であるなどの要件が必要です。(平成22年4月28日厚生省老

健局振興課事務連絡 事例参照)

※上記以外の目的については、日常生活上及び社会生活上必要であるか、利用者の生活環境や身体状況によって個別に判断を行う必要があります。

※算定に当っては、①適切なアセスメント等により、②居宅サービス計画に以下を明確に記載する必要があります。

ア) 通院等に必要であること、その他車両への乗降が必要な理由

イ) 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

ウ) 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

※このチラシの内容は、佐賀中部広域連合に確認しています。

※上記料金は1割負担の金額です。介護保険制度改正により一定以上所得者の負担は2割になります。



※ご利用者の方の個人情報、サービス事業者で共有する場合には、ご本人又はご家族の同意を得ます。

## お申込み・お問い合わせ

### まちの移動ケアサービス

鍋島センター

〒849-0937 佐賀市鍋島三丁目3-20 3F

電話 (0952) 34-2790

FAX 0952-34-2799

(訪問介護事業・福祉輸送限定事業)